

公立大学法人滋賀県立大学組織規程

平成 18 年 4 月 1 日
公立大学法人滋賀県立大学規程第 7 号

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学定款（以下「定款」という。）、公立大学法人滋賀県立大学学則（以下「学則」という。）、公立大学法人滋賀県立大学研究院規則および公立大学法人滋賀県立大学事務局規則（以下「事務局規則」という。）に定めるもののほか、公立大学法人滋賀県立大学（以下「法人」という。）および法人が設置する滋賀県立大学の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(理事長)

- 第 2 条 定款第 10 条第 3 項に規定する学長となる理事長を選考するために法人に設置する機関として、公立大学法人滋賀県立大学理事長選考会議（以下「理事長選考会議」という。）を置く。
- 2 理事長の任期および定款第 10 条に定める事項のほか、理事長の選考について必要な事項は、理事長選考会議が定める。

(副理事長)

- 第 3 条 副理事長は、定款に定める業務のほか、総務の業務を担当する。
- 2 副理事長の任免および任期については、別に定める。

(理事)

- 第 4 条 理事の担当業務は、次の各号のとおりとする。
- (1) 教育・学生支援担当
 - (2) 地域連携担当
 - (3) 研究・評価担当
 - (4) 理事長が特に命ずる事項
- 2 前項第 4 号の業務を担当する理事は 2 人以内とし、非常勤とする。
- 3 定款第 9 条第 5 項に規定する理事長があらかじめ指定した順序は、理事の任命の際に示すものとし、理事の任命および任期については、別に定める。

(役員会)

第 5 条 定款第 2 章第 2 節に定めるものの他役員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(経営協議会)

第 6 条 定款第 3 章第 1 節に定めるものの他経営協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究評議会)

第 7 条 定款第 3 章第 2 節に定めるものの他教育研究評議会の運営に関し必要な事項は、別

に定める。

(全学調整会議)

第8条 法人と大学および大学の部局間に係る重要事項について連絡調整を行うため全学調整会議を置く。

- 2 全学調整会議の構成員は、次に掲げる者とする。
 - (1) 理事長
 - (2) 副理事長
 - (3) 理事
 - (4) 各研究院長
 - (5) 各学部長
 - (6) 事務局次長
 - (7) その他理事長が必要と認めた者
- 3 監事は全学調整会議に出席し、意見を述べることができる。
- 4 全学調整会議は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 全学的に重要な意思決定を行うに当たり事前に意見を聴取すること
 - (2) 全学的に重要な意思決定の執行の連絡調整を行うこと
 - (3) 各部局から提案された重要事項について全学的見地から検討を行うこと
 - (4) その他理事長が必要と認める事項
- 5 全学調整会議の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(全学教員人事委員会)

第8条の2 法人に、教員の採用その他教員人事に関することを審議するため、全学教員人事委員会を置く。

- 2 全学教員人事委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(推進本部)

第8条の3 法人に大学が全学一体となって取り組むべき事項を推進するため、次のとおり各推進本部を置く。

- (1) 地域連携推進本部
 - (2) 男女共同参画推進本部
- 2 各推進本部に関し必要な事項は、別に定める。

(図書情報センター)

第9条 学則第5条第1項第1号に規定する図書情報センターは、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 学術情報の調査、収集、提供および保存に関すること
 - (2) 統合情報ネットワークシステムの整備に関すること
 - (3) 図書の整備に関すること
 - (4) 図書の閲覧および貸出しに関すること
- 2 図書情報センターにその運営を審議するため図書情報センター運営委員会を置く。
 - 3 図書情報センター運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(地域共生センター)

第10条 学則第5条第1項第2号に規定する地域共生センターは、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地域教育の企画立案に関すること
 - (2) 地域教育の教育課程の編成および実施に関すること
 - (3) 地域教育の効果検証等に関すること
 - (4) 地域課題の解決や地域共生等に関する研究に関すること
 - (5) 地域との連携および交流に関すること
 - (6) 地域における人材育成に関すること
 - (7) 生涯学習に関すること
- 2 地域共生センターにその運営を審議するため地域共生センター運営委員会を置く。
- 3 地域共生センター運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(環境管理センター)

第11条 学則第5条第1項第3号に規定する環境管理センターは、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 環境管理計画の策定および実施に関すること
 - (2) 環境保全に関する教育および啓発に関すること
 - (3) 廃棄物等の適正な処理およびその指導に関すること
- 2 環境管理センターの運営は、環境整備安全委員会において審議する。

(産学連携センター)

第12条 学則第5条第1項第4号に規定する産学連携センターは、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 産学連携事業に関すること
 - (2) 受託研究および共同研究（地域共生センターに属するものを除く。）に関すること
 - (3) 奨励寄付金研究に関すること
- 2 産学連携センターの運営は、研究推進委員会において審議する。

(学生支援センター)

第13条 学則第5条第1項第5号に規定する学生支援センターは、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 学生の学習の支援に関すること
 - (2) 学生の進学および就職活動の支援に関すること
 - (3) 学生の課外活動の支援に関すること
 - (4) 学生の健康の支援に関すること
 - (5) その他学生の支援に関すること
- 2 学生支援センターの運営は、学生支援委員会において審議する。

(地域ひと・モノ・未来情報研究センター)

第13条の2 学則第5条第1項第6号に規定する地域ひと・モノ・未来情報研究センターは、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 情報通信技術の手法を活用した教育（副専攻を含む。以下「高度情報教育」とい

- う。)の企画立案に関すること
- (2) 高度情報教育の教育課程の編成および実施に関すること
- (3) 高度情報教育の効果検証等に関すること
- (4) 情報通信技術の研究に関すること
- 2 地域ひと・モノ・未来情報研究センターの運営は、研究推進委員会において審議する。

(常設委員会)

第14条 法令または法人の他の規程等に定めるもののほか、次の常設委員会を置く。

- (1) 内部質保証推進委員会
 - (2) 入学試験委員会
 - (3) 学生支援委員会
 - (4) 教務委員会
 - (5) 環境整備安全委員会
 - (6) 人権問題委員会
 - (7) 広報戦略委員会
 - (8) 国際交流委員会
 - (9) 実験安全委員会
 - (10) 研究推進委員会
- 2 常設委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(特別委員会)

第15条 運営委員会および常設委員会のほか理事長が必要と認めたときは、特別委員会を置くことができる。

- 2 特別委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第16条 (削除)

(工学部に置く部門)

第17条 工学部材料科学科に、無機材料部門および有機材料部門を置く。

- 2 工学部機械システム工学科に、機械システム工学部門を置く。
- 3 工学部電子システム工学科に、電子工学部門、電子応用部門および情報部門を置く。

第18条 (削除)

(人間看護学部 to 置く講座)

第19条 人間看護学部人間看護学科に、基礎看護学講座、成育看護学講座、成熟看護学講座および環境看護学講座を置く。

第20条 (削除)

(環境科学研究科に置く研究部門)

第21条 環境科学研究科環境動態学専攻に、生物圏環境研究部門、生態系保全研究部門、および生物生産研究部門を置く。

- 2 環境科学研究科環境計画学専攻に、環境意匠研究部門および地域環境経営研究部門を置く。

(工学研究科に置く研究部門)

第22条 工学研究科材料科学専攻に、無機材料部門および有機材料部門を置く。

- 2 工学研究科機械システム工学専攻に、機械システム工学部門を置く。
- 3 工学研究科電子システム工学専攻に、電子工学部門、電子応用部門および情報部門を置く。

(人間文化学研究科に置く研究部門)

第23条 人間文化学研究科地域文化学専攻に、日本・歴史文化論部門、日本・現代地域論部門および国際文化論部門を置く。

- 2 人間文化学研究科生活文化学専攻に、生活デザイン部門、健康栄養部門および人間関係部門を置く。

(人間看護学研究科に置く研究部門)

第23条の2 人間看護学研究科人間看護学専攻に、基盤看護学部門、生涯健康看護学部門、高度実践看護学部門および助産学部門を置く。

(寄附講座等)

第23条の3 第9条から第13条の2の規定および第16条から前条までの規定にかかわらず大学附属施設、学部および研究科に寄附講座等を設置することができる。

- 2 寄附講座等の設置に関して必要な事項は、別に定める。

(監査室)

第24条 理事長の下に監査室を置く。

- 2 監査室は、次の各号に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 監事に関すること
 - (2) 会計監査人に関すること
 - (3) 内部監査に関すること
- 3 前2項のほか監査室に関して必要な事項は、別に定める。

(理事長が置く組織)

第25条 理事長の下に理事長が定める法人の重要課題を処理するため必要な組織を設置することができる。

- 2 前項の組織に関して必要な事項は、別に定める。

(事務局に置く組織)

第26条 削除

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。（第23条の3関係）

付 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。（第14条関係）

付 則

この規程は、平成19年10月2日から施行する。（第14条関係）

付 則

この規程は、平成19年12月4日から施行する。（第8条の2関係）

付 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。（第13条、第13条の2関係）

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。（第8条関係）

付 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。（第23条の2関係）

付 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。（第21条から第23条関係）

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。（第8条、第20条、第22条関係）

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。（第4条関係）

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。（第8条の2、第10条、第12条、第13条の2関係）

付 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。（第26条関係）

2 この規程の施行日（以下「施行日」という。）の前日に地域貢献研究推進グループに勤務を命ぜられている者は、この規程の施行の際、別に発令のない限り、地域連携研究推進グループに勤務を命ぜられたものとする。

3 施行日の前日に地域貢献推進グループのグループ統括を命ぜられている者は、この規程の施行の際、別に発令のない限り、地域連携推進グループ統括を命ぜられたものとする。

付 則

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。（第4条、第13条、第14条、第26条関係）

2 この規程の施行日（以下「施行日」という。）の前日に経営戦略グループおよび図書情報グループに勤務を命ぜられている者は、この規程の施行の際、別に発令のない限り、経営企画グループに勤務を命ぜられたものとする。

3 この規程の施行の際、別に発令のない限り、施行日の前日に経営戦略グループのグループ統括を命ぜられている者は、経営企画グループのグループ統括を、経営戦略グループの副参事を命ぜられている者は、経営企画グループの副参事をそれぞれ命ぜられたものとする。

る。

- 4 施行日の前日に地域連携研究推進グループに勤務を命ぜられている者は、この規程の施行の際、別に発令のない限り、地域連携推進グループに勤務を命ぜられたものとする。
- 5 施行日の前日に地域連携研究推進グループのグループ統括を命ぜられている者は、この規程の施行の際、別に発令のない限り、地域連携推進グループ統括を命ぜられたものとする。

付 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。（第10条関係）

付 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。（第23条関係）

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。（第8条の2関係）

付 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。（第26条関係）
- 2 この規程の施行日の前日に次の表の左欄に掲げるグループに勤務を命ぜられている者は、この規程の施行の際、別に発令のない限り、それぞれ当該右欄に掲げる課に勤務を命ぜられたものとする。

総務グループ	総務課
財務グループ	財務課
経営企画グループ	経営企画課
学生・就職支援グループ	学生・就職支援課
教務グループ	教務課
地域連携推進グループ	地域連携・研究支援課

付 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。（第23条の2関係）

付 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。（第12条、第14条関係）

付 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。（第8条、第11条、第14条関係）